

証券取引所による内部者情報の取得・管理・利用と 個人情報保護法の関係について

2006.04.25
金融庁監督局

※ 現在、上場会社の内部者情報は、証券取引所や証券会社等において個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）等に基づき取得・管理・利用についての規制が課されているところであるが、本ペーパーは、「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」第3回会合において、野村證券㈱からご提案のあった、「内部者取引未然防止の目的で、取引所が、上場会社各社に対し、内部者登録を必要とする対象者のデータの提出を義務づける→取引所で内部者データベースを構築→これを証券会社に定期的に提供する」というスキームを仮定し、個人情報保護法との関係を整理したものである。

1. 前提とする制度

議論の前提として、以下のような制度を仮定する。

内部者情報 管理主体	根拠	対象情報	登録義務者	内部者情報利用者
証券取引所	取引所規則	上場会社の 会社関係者情報	上場会社	会員・非会員の 証券会社等

注) 5,000 人以上の個人データを保有する取引所及び証券会社等は、金融庁所管の「個人情報取扱事業者」である。

2. 個人情報保護法との関係

取引所が内部者情報を取得・管理・利用する際には、取引所及び会員・非会員の証券会社等に個人情報保護法（以下「法」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の規制がかかることになる。そのため、以下のような対応が必要となる。

① 内部者情報の取得

- ・ 利用目的の特定・通知（法第 15・18 条関係）

個人情報の取扱いに当たり、その利用目的をできる限り特定し本人に通知又は公表しなければならない。内部者情報の利用目的は取引所規則や証券会社等において特定・公表することが考えられる。

- ・ センシティブ情報の取得(ガイドライン第 6 条関係)

取引所と証券会社等が内部者情報としてセンシティブ情報を入手することは、ガイドライン第 6 条に規定する場合を除き、原則禁止である。

(注1)例えば、特定の宗教法人や労働組合等と密接な関係を有している上場会社があり、当該会社の内部者がそれらへ所属していることを間接的に推察し得る場合があるが、こうした情報は上場会社の内部者情報として入手する限りはセンシティブ情報に該当しない。

(注2)仮にセンシティブ情報を入手せざるを得ない場合であっても、当該情報の入手はガイドライン第 6 条⑤「源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合」に該当すると思われる。

②内部者情報の管理

- ・ データ内容の正確性の確保(法第 19 条関係)

取引所及び証券会社等は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。従って、取引所においては取引所規則に内部者情報に変更があった場合には必ず提出することを上場会社に義務付けるとともに、証券会社等においても常に最新の情報を確保するよう努める必要がある。

- ・ 安全管理措置等(法第 20～22 条関係)

取引所及び証券会社等は、取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

③内部者情報の利用(第三者提供)

- ・ 第三者提供の制限(法第 23 条関係)

取引所が内部者情報を入手する際に、取引所、会員・非会員の証券会社等の間で、当該情報を共有する旨の同意をあらかじめ本人から取得していれば、以後当該グループ内における情報の共有が制限されることはない。取引所が内部者情報を入手するに当たっては、本来、極力本人同意を取得するようにすべきである。

ただし、同意を取得しない場合であっても、以下の整理は可能と考えられる。

〔上場会社から取引所、取引所から証券会社等への情報提供〕

平成 16 年 12 月に公表されたガイドラインに対するパブリックコメントへの回答において、内閣府にも確認の上、「証券取引所の取引参加者や上場会社等が、証券取引法の規定に基づいて証券取引所が定める規則に従って、相場操縦的行為など不公正取引の防止等に必要な証券取引所の自主規制業務遂行のために必要な報告等をする場合は、ガイドライン第 5 条第 3 項第 1 号及び第 13 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当する」という解釈が示されている。これを前提とすれば、取引所規則に基づく場合、上場会社から取引所、取引所から証券会社等への情報提供については、第三者提供に当たっての本人同意の取得が不要と解される。

〔複数の証券会社等の間での共有〕

取引所が以下の項目をホームページ等で公表していれば、取引所及び証券会社等で構成されるグループは法第 23 条第 4 項第 3 号における「特定共同利用」に該当するため、複数の証券会社等の間での共有に本人同意の取得は不要となる。

- ①共同利用する旨
- ②データ項目
- ③共同利用者（取引所、証券会社等）
- ④利用目的
- ⑤管理責任者

（以上）